

外国人患者救急医療費補填事業実施要綱

(通則)

第1条 公益社団法人群馬県医師会（以下「本会」という。）が行う外国人患者救急医療費補填事業については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条

この事業は、医療保険等の適用を受けられない外国人を診療し、未収となった医療費を医療機関へ補填することで、医療機関の経済的負担を軽減するとともに、医療保険等の適用のない外国人の不慮かつ重篤な傷病に対する緊急的な医療を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる以下の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人　日本の国籍を有しない者のうち、県内に居住若しくは就労する者又は本県を観光目的等で訪れ、県内の医療機関を受診することについてやむを得ない理由を有すると認められる者。ただし、以下に該当する者を除く。
 - ア　出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者
 - イ　国民健康保険等の公的医療保険、自動車損害賠償保険、労働者災害補償保険等の適用を受けることができる者
 - ウ　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）等の法令により医療費の支払いが行われる者
- (2) 医療機関　厚生労働大臣が保険医療機関として指定した、県内に所在する医療機関で以下のいずれかに該当するもの。ただし、開設者が県、国立大学法人又は独立行政法人国立病院機構であるものを除く。
 - ア　救急告示医療機関　救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）の規定に基づき知事が認定した医療機関
 - イ　救急医療協力機関　群馬県救急医療協力機関の指定に関する規則（昭和 53 年群馬県規則第 65 号）に基づき知事が指定した医療機関
- (3) 救急搬送　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 9 項に規定する救急業務による搬送又はドクターヘリ若しくはドクターカーによる搬送。ただし、不慮かつ重篤な傷病に対する緊急的な診療と認められる場合は、上記搬送によらない場合も含めるものとする。
- (4) 医療費　救急搬送された外国人に対する医療費であって、以下のいずれかに

該当するもの。

ア 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）により保険診療として認められる範囲の医療について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を適用して算定したもの（以下「療養の給付」という。）

イ 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）を適用して算定したものの中、食事療養に係るもの（以下「入院時食事療養費用額」という。）

- (5) 未払医療費 医療機関の回収努力にもかかわらず、その一部又は全部が、診療の日から 6 か月以内に納入されなかった医療費
- (6) 補填金 医療機関からの申請に基づき、本会が医療機関に交付する未払医療費に対する補填金

（補填対象）

第 4 条 補填の対象は、前年の会計年度に発生した未払医療費に係るものとする。ただし、第 6 条第 1 号及び第 2 号により算定した補填金が 20,000 円に満たないときは対象外とする。

（補填金の交付申請）

第 5 条 この事業により補填金の交付を受けようとする医療機関は、本会が指定した日までに別記様式第 1 号により、本会へ申請する。

（補填金の算定）

第 6 条 補填金は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 1 医療機関 1 人当たりの補填額は、次に定める額を限度とする。

ア 療養の給付の 70 % の額（医療費の一部として徴収した金額又は法令等による医療費の支給がある場合は、当該金額を控除した額）。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ 入院時食事療養費用額から食事療養標準負担額（健康保険法第 85 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）により算定される額）を控除した額

- (2) 前号の限度額算定に当たっては、入院を要したものにあっては入院の日から起算して 14 日を限度として入院に要した医療費を、入院を要さなかったものにあっては初診時の医療費のみを、それぞれ算定する。

- (3) 前 2 号で算出した補填金について、その合計額が 1 人当たり 100 万円を超

えるときは、100万円を限度とする。

- (4) 前3号で算出した補填金の総額が、この事業に係る県からの補助金交付決定額を上回った場合には、当該補填金に調整率を乗じ、補填金を調整する。調整された額の千円未満は切り捨てる。

(補填金の決定、交付)

第7条 本会は、第5条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを適正と認めるときは補填金の額を決定し、別記様式第2号により医療機関あて通知し交付する。

(交付の条件)

第8条 この補填金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 医療機関は、補填金受領の前後にかかわらず患者等から未払医療費を回収するよう努めなければならない。
- (2) 医療機関は、補填金を受領した後に、患者等から未払医療費の支払いを受けた場合には、速やかに本会に返還しなければならない。
- (3) 医療機関は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であつてはならない。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(返還金)

第9条 前条第2号に該当する医療機関は、別記様式第3号により本会に報告する。

2 報告を受けた本会は、次の各号により返還金を算出して、別記様式第4号により医療機関に通知する。

- (1) 補填後医療費の全額を回収した場合の返還金 補填金と同額
- (2) 補填後医療費の一部を回収した場合の返還金 回収した額の70%
- (3) 補填金額が限度額の100万円に達した場合の返還金 第6条第1号及び第2号により算定された額のうち限度額を超えた額に回収金を充当し、その残余があるときは、残余額の70%

3　返還金の納付決定通知を受けた医療機関は速やかに本会に納付する。

（交付決定の取り消し）

第 10 条　本会は、医療機関が不正な手段によって補填金の交付を受けた場合には、補填金の交付決定の一部又は全部を取り消し、返還を求めることができる。

（関係書類の保存期間）

第 11 条　医療機関は、当該補填に係る帳簿及び証拠書類を、補填金の交付を受けた年度の終了後 5 年間これを保管しなければならない。

（個人情報の保護）

第 12 条　本会は、この事業により取得した外国人に関する個人情報については、法令に基づくもののほかは事業の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（雑則）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会が別に定める。

附　則

1　この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。